慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	聖トーマスの財産論について
Sub Title	
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.12 (1954. 12) ,p.1079(1)- 1109(31)
JaLC DOI	10.14991/001.19541201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

「社會改革の新構想」――新フェビアン論集……氣賀健三（七五）
關嘉彦著「英國勞働黨の社會主義政策」……飯田鼎（七六）
ベルトラン・ド・ジュウヴネル「再分配の倫理」……富田重夫（七八）
モーリス・ドッブ著 京大近代史研究會譯「資本主義發展の研究Ⅰ」……尾城太郎丸（八〇）
近藤康男監修 大谷省三編集「農地改革」……平野絢子（八二）
小出博編「日本の水害」……金丸平八（八四）
モルゲンシュテルン「實驗と大規模計算」……小尾惠一郎（八六）
ジョン・D・ホーン「スーパーマーケットによる非食料商品の販賣」……片岡一郎（八九）
パウロ・D・コンヴァース「配給における雇傭、賃銀及び勞働關係」……片岡一郎（九一）
ユージン・ステーリー「未開發諸國の將來――經濟發展の政治的意義」……飯島瑞子（九五）

聖トーマスの財産論について

平井新

一

十三世紀にアリストテレスの「國家學」が飜譯されるまでは、聖書とアウグスチヌスの財産理論が決定的のものであつた。十三世紀におけるアリストテレスの著作の再發見は傳來の財産理論の上に深刻なる影響を與えずにはおかなかつた。それは、傳來の理論と異つて、アリストテレスの「國家學」には、私有財産は自然的で且つよきものであるという前代未聞の思想が說かれていたからである。この思想はこれまで、久しく支配的であつた教父及びグラチアヌス法令集の思想とは根本的に相容れぬものであつた。無論、傳統的なストア的キリスト教的財産理論もこの時代には既に一部の神學者や教會法學者達の數次の批判をうけて、大きく動搖を見せていたのであるが、アリストテレスの「國家學」の飜譯出現は、これらの批評家達に新鋭の武器と權威とを供するものであつたのである。

中世初期の財産理論は既に强大化した十三世紀の教會にとつて相應わしいものではなくなつていた。思えば、アウグスチヌスの財産論が建設されたのは、一方においてはローマ帝國が日々に衰退を見せつゝ、他方において教會が異教と

なお不安の鬪爭を繰返しつゝある頃のことであつたから、財産の如き現世の制度は自然に適合するものではなく、たとえ必要であつても、有害なる慣習であるという思想は、教父達の實際上の經驗と少しも矛盾をきたすものではなかつた。

しかし、十三世紀に入ると事情は一變した。異教との戰に勝ち、殆どすべての人がキリスト教徒となり、秩序と文明とが、少くとも部分的にはキリスト教會の影響を通じて回復され、聖別され、そして教皇の地位が世界で最も強大で、富裕となつた十三世紀の教會は、もはや昔日の教會ではなく、世界最強の存在として君臨する王者の姿となつていた。現世の制度は今や教會の制度であり、アウグスチヌスによる「神の國」と「地の國」との比喩は最早や現實の事實に符合しなくなつた。[1] トーマスがアリストテレスの「國家學」に據つて財産理論を書いたのは、正にこのような世界の現實を背景としたものである。

財産論といつてもトーマスには、特にこれに關する系統的な著作というものはない。彼の財産論は主として、その大著、神學大全（Summa theologica）第二第二部第六十六問「窃盗と掠奪について」の中に斷片的に散見しているに止まつているから、これに關する章句を收拾補綴して、彼の眞意を推測する外はない。

（1）Richard Schlatter: Private Property, the history of an idea. 1951. p. 47—48.

二

トーマスの財産思想の形成の上に、多かれ、少なかれ、感化を與えたと考えられる精神的風土について簡單に述べよう。

先ず、この點について、彼の上に最も深い感化を與えたと見られるものはアリストテレスである。

アリストテレスの財産論[1]はその著「國家學」第二卷におけるプラトンの共産主義に對する批判に關連して述べられている。彼は經濟的、社會的及び心理的理由からプラトンの共産主義を排して、私有財産制を辯護する。

私有制は共産制に必ず伴うところの生産物の分配上の不平不滿を除くものである。共産制では提供する勞働とこれに對して支拂はれる報酬との間に均衡を期することが極めて困難であつて、そのためにとかく勞働を厭うという傾向が生れてくる。

そもそも人間というものが、自己に對し、自分のものに對して格別の愛着を感ずることは自然の感情であり、このような自然感情を滿足させるところに人間の無上の快樂が生れてくる。非難さるべきものは守錢奴に見るような貪慾である。自分や自分の財産や金錢等に對する單純なる愛着は何人にも通有な自然感情である。この點においても共産制は人間の自然本性に反するものである。

私有財産は友情を滿足させる。友人、客人、仲間を喜ばせたり、助けたりすることは無上に悦ばしく、樂しいものである。しかしこのことは財産が私有されている場合に初めてできることであつて、共産制の下では望めない。

金錢に對する寛大の德についても亦同樣である。何か與うるものをもつことがなければ、與うる德をもつわけにはゆかないからである。

かく見るときは、私有財産は人性の根本に根差す要求であるが故にそれは自然的のものである。私有財産にまつわる種々の弊害の責は人性の負うべきものであつて、この制度そのものの關知するところではない。

さればといつてアリストテレスは現實の私有制を直にそのまゝの形で是認しようとするものではない。要は私有制に對して社會公共の利益が要求する一定の制限を加えること、換言すれば、適正なる社會的慣習と立法の力によつて、

私有財産を單に權勢追求の手段とすることなく、これを廣く社會公共の利益のために使用することによつて倫理的目的達成の有効なる手段とすることである。Private property, common use[2] 即ち財産の所有權はどこまでも個人の手に、そしてその使用はどこまでも社會公共の利益增進を志向することである。

以上がアリストテレスの財産論の大要である。

彼はこの方法によつて共有財産（共産主義）と私有財産（個人主義）との長所を同時に併せ確保しようとしたのである、こゝにも、中庸の德を重んじて、何事においても折衷的なアリストテレスの根本的精神がうかがわれる。

次に中世キリスト教會の教父の財産觀を一瞥しよう。

同じく教父といつても、彼等の見解が必ずしも一致しているわけではない。

私有財産を公然と擁護するばかりでなく、これを以て、人類原始以來の自然的制度であるとみるものにラクタンチウス[4]がある。彼と正反對の立場に立つものにアレキサンドリアのクレメンス[5]がある。彼は私有財産を利己心と不正義の結果であるとして、これを否認し、積極的に共産主義の是なることを說いた。

しかし大多數の教父は私有財産を合理的且つ合法的制度として是認する態度をとつたのであるが、その中でも、これと原罪とを結びつける一派と然らざる一派とに分れた。前者の說くところによれば、人類の原始自然狀態には專ら共産主義が行われており、もとより私有財産は存在する餘地がなかつたのであるが、人類の墮罪の結果、人間の利己心と紛爭の危險を考慮して、私有財産という制度が案出されたのである。つまり私有財産は人類原罪の所産であつて、ストアの意味における「曇らされた自然法」の制度であるというのである。この種の見解は、「すべてのものは自然によつて共有である」という原始キリスト教の原理の解釋から生れたものであつて、ストア的―キリスト教的教說と呼ばれて、アレキサンドリアのクレメンスに始まりイシドール[6]の時代まで行われたのである。[7]

初代キリスト教會最大の教父であり、中世キリスト教神學の根源であるアウグスチヌスはアリストテレスと共にトーマスに最大の感化を與えた人である。彼によれば、神のみがその創造し給うた萬物の絕對的所有權を有し給い、いかなる制約をもうけることなく、これを行使し給う、しかも人間の幸福のために行使し給うのである。人間の所有權の如きは全く相對的のものであつて、それはひとえに神の意思に依存する。神はその創造し給うた財産の使用を人間に認め給うが、その濫用は許し給わず。[8] 掠奪は掠奪の果實をたとえ施與のために使用するとしても許されない。キリスト者は私有財産をもつていけないことはないが、できれば、もたない方がよろしい。というのは私有財産は禍惡の誘因となり、原因[9]となるからであるというのである。

（1）拙稿「アリストテレスの社會思想」三田學會雜誌第四十五卷第四號。
（2）Ross: Aristotle. 1923, P. 245
（3）アリストテレス「國家學」第二卷。
（4）Lactantius はディオクレティアヌス帝時代の神學者で、コンスタンチヌス帝の王子クリスプスの教師。
（5）Klemens は第二世紀末アレキサンドリア教校の教師。
（6）Jsidorus (560—636) セヴィラの司教。
（7）Schilling, Otto: Die Staats- und Sozialehre des hl. Thomas v. Aquin. 2. Aufl. 1930. S. 250—251.
（8）Challaye, F.: Histoire de la propriété. 1948. p. 54—55.
（9）この點に關しては Richard McKeon: The Development of the concept of Property in Political Philosophy (Ethics, Vol. XLVIII. No. 3. p. 320) を參照せられよ。

トーマスはアウグスチヌスの故智に倣つて所有權を二つの種類に分ける。[1] その一つは、本原的所有權 Dominium principale[2] であり、その二は、自然的所有權 Dominium naturale である。前者は專ら神のものであり、後者は專ら人間のものである。

本原的所有權とはいかなるものであるか。それは宇宙の萬物に對する神の所有權のことである。トーマスは、アウグスチヌスその他のスコラ神學者と同樣に、宇宙の萬物はすべて神の創造し給うたものであるから、神は當然その唯一、最高、絕對の所有者であり、從つて萬物に對し絕對的所有權をもち給うものと考えた。宇宙の萬物は何一つ神の創造の御手にかゝらぬものとてはない。すべて、その起源と存在とを創造者である神に負うものであつて、神の像に似せて創られた人間自身も亦その眞の意味において神の所有物であり、財產に外ならぬ。されば神の力の前には萬物みな御意のまゝに服從する。

かくの如く、神が萬物に對してもつところのこの所有權こそは何ものにも侵かされることのない絕對、最高のものであつて、トーマスはこれを本原的所有權 Dominium principale と呼んでいる。かくて萬物は神のものである。トーマスが「外物は二樣に考察される。その一つはそのものの本質に關する。そして、これは人間の力に服せず、神のそれに服するのみ。神の力には萬物みな御意のまゝに服從する。……神は萬物の上に本原的所有權をもち給う」[8]といつているのはこの意味に外ならない。

しかしながら、神が萬物を創造し給うたのは、自分のためではなく、他の用に資せんがためであつた。なぜというに神は完全に自足し給うたものであるから、自らは外的諸物を必要とし給わないからである。そもそも人間が諸種の欲望をもつているということは當初から神の意思であつた。欲望滿足のためには、これに要する財貨を生產する勞働が不可缺である。だから勞働は人類の生存上における至上の義務である。勞働はまずこれを働きかける勞働對象を必ずや必要とする。そこで神は人類全體に對して、勞働命令と共に、その所有にかゝる外的自然の諸物を使用する權利をも與え給うたのである。こゝに初めて人間の所有權が誕生する。トーマスはこれを神の所有權たる本原的所有權に對して自然的所有權 dominium naturale と呼んでいる。トーマスが「……第二には、そのものの使用に關する。そして人間はその點において自然的所有權をもつ、何故ならば、彼は理性並に意思により外的諸物を恰も自己のために作られたものの如く、自己の利益のために利用しうるからである」[4]といい、更にまた「神は萬物の上に本原的所有權をもち給う。そして神はその意思に基いて若干のものを人間の肉體的保持のために充て給うた。そしてこの故に人間はそれらの使用能力については諸物の自然的所有權をもつものである」[5]と述べているのはいずれもこの意味を指すものであろう。

しからば自然的所有權と呼ばれる人間の所有權の本質とはいかなるものであるか。

これについて、トーマスは「外物に關して人間は二つのことを考慮しなければならない。その一つは管理及び經營の權利 potestas procurandi et dispensandi である。そしてこの點において、私有は許される」[6]といい更に「外的諸物についてはなく、共同の利益のために、卽ち何人も他人の困窮に際して快く、これを分ち與える心掛けで、所有しなくてはならぬ」[7]と述べている。

トーマスの表現は甚だ簡略で、理解するにいささか困難であるが、彼の意味するところはこうである。卽ち同じく所有權といつても、人間の所有權は絕對的な神の所有權とは全く異つて、神の所有物である外的諸物の使用權にすぎ

ない。別の言葉でいえば、神の財産を、神の命により、神に代つて、管理經營の責に任じているというわけである。だから人間はこれを使用するに當つては、委託者たる神の意思をよく體して、ひとり自分のためばかりでなく、廣く社會公共の福祉、殊に貧困者の救濟のために使用しなければならぬ、というのである。

だからトーマスのように考えると、人間の所有權というものは、名稱は所有權とはいつても、ローマ法でいうところの ius utendi, fruendi ac abutendi（使用、收益處分の權利）という意味の絶對的所有權ではなく、原所有權者たる神の委託をうけて行う財貨の管理經營の權利にすぎないということになり、私有財産（私有權）は管理經營の權利を個別化したものであるということになる。[8]

かくて人間の所有權は、一種の委任關係となり、財産所有者はその所有する財産の單なる管理者たるにすぎない。從つて彼は委託者に無斷で、その財産を使用、收益、及び處分することは許されない。卽ち財産は私物であつて、私物ではない一種の公器であるから、[9] 所有者は神の志向し給うところをよく體して、これに適合した管理經營の道を講じなければならぬ。ローラン・ゴスランが「トーマスの教說からでてくるものは、富めるものは神の番頭であつて、彼は貧しいものたちの必要に應じて助けなければならないということである。……神の番頭である富めるものは、その管理を神の前に清算しなければならないということである」[10] といい、またシャレイが「私有財産は、神が人間に委託し給うたところの富を利用する權限にすぎぬ。つまり、それは單なる用益權であり、神から授けられた封祿である」[11] と說いているのは、いずれも、トーマスの眞意をよく傳えたものであろう。

（1）アウグスチヌスは萬物に對する神の所有權と現世的事物に對する人間の所有權とを對比した。トーマスもこの對比の方法を模したものである。（Richard McKeon: The development of the concept of property in political philosophy.（Ethics XLVIII Nr. 3. p. 324）

（2）上田辰之助氏は「主要なる支配權」と譯しておられるが（聖トマス經濟學六）私は本原的所有權とした。

（3）Summa Theologica. 2. 2. q. 66. 1. c. 上田辰之助譯「聖トマス經濟學」五一六。以下 S. th と略す。

（4）S. th. 2. 2. q. 66, 1. c. 上田氏譯「聖トマス經濟學」六。

（5）S. th. 2. 2. q. 66, 1. c. 上田氏譯「聖トマス經濟學」六―七。

（6）S. th. 2, 2, q. 66, 2. c.: Quorum unum est potestas procurandi et dispensandi. Et quantum ad hoc licitum est quod homo propria possideat.

（7）S. th. 2. 2. q. 66, 2. c.: Aliud vero quod competit homini circa res exteriores est usus ipsarum. Et quantum ad hoc non debet homo habere res exteriores ut proprias, sed ut communes: ut scilicet de facili aliquis eas communicet in necessitates aliorum.

（8）上田辰之助「トマス・アクキナス」昭和九年、一六四。

（9）同上、一六五。

（10）Rolin-Gosselin, B.: La doctrine politique de Saint Thomas d'Aquin. 1928, 大澤章譯「聖トマス・アキナスの政治理論」昭和廿三年、二四六、二六三。

（11）Challaye, F.; Histoire de la propriété. 1948. p. 56.

四

私有財産とは神が人類全體に對して一括して委託した萬物の使用權を個別的に分割所有することを意味するものであるが、これは果して、神の意思、卽ち自然法に合致するものであろうか。自然法の許すところであろうか。卽ち私有財産と自然法との關係如何ということであるが、この問題については古來甲論乙駁、異說區々として定まるところなく今日にまで及んでいるが、[1] これらの論爭については、こゝでは觸れない。

これに關するトーマスの見解は「神學大全」の中の屢〻引用される左の二句の中に要約されている。曰く

「諸物の共有が自然法に基くといわれるのは、すべての事物は共有にせよ、私有にするなと自然法が命令したためではない。自然法によれば、所有の區別などというものは存在しない。というそれだけの理由によるものである。所有の區別はただ人間の協約によつて生れたものである。それは、實定法に關する。だから私有財産は自然法に反するものではなく、人間の理性によつて案出されて、自然法に附加されたものである」(2)

一讀して分るように、右のトーマスの一節は、その行文の餘りに簡略であるのと措辭にいささか逆說的、詭辯的の口吻が見えているために、その眞意が何であるかを判定しにくい。私によれば、彼の眞意とするところはこうであると思われる――

自然法は萬物が萬人に共有であるとの原則を表明するだけで、それ以上、所有の形態については積極的に何の指示すらも與えていない。だから自然法は一見するところ、共産主義を是とし、私有財産を非とするものの如く思われる。しかしこれは速斷である。自然法の中には、共産主義が好ましいとも、私有財産が好ましくないとも、およそ所有形態の委細に關しては、積極的に何の要請をも見出だされない。少くとも私有財産は好ましくないなどとは斷じて記されていない。私有財産は自然法の全く關知しないものである。それは自然法が、所有形態の選擇については、これを專ら人間の理性に委しているからである。

ところが、人間の理性は、人間がその究局の目的たる永遠の幸福を達成するためには、この地上で必ず一定の任務を果すべきこと、それには人性の現實に鑑みて、私有財産が共産主義に遙に勝ること、從つて自然法に含まれている諸義務を遂行するには私有財産が不可缺のものであることを教える。歷史の教えるところも亦同斷である。(3) そこで人間はこの理性の聲に耳を藉して、互に協定（契約）を結ぶことによつて、私有財産という個別的な所有の形態を案出することによつて、この要請に應えたのである。私有財産の制度は、こうして理性の要請として生れたものである。だから私有財産は實定法の領域に屬するものではあるが、人間理性の止み難き所産であるから、それ自身は自然法ではなくても、自然法から導出された要請として、當然自然法に準ずべきもの、否、自然法の一部と見なして差支えないものであると。(4)

このような論據からトーマスは私有財産を自然法的なものと認めるに至つたのである。(5)

(1) この問題については特に Property, its duties and rights. 1913. (Essays by various writers)――McKeon: The development of the concept of property in political philosophy. (Ethics, Vol. XLVIII. Nr. 3.)――Schlatter, R.: Private property. The history of an idea. 1951.――Challaye, F.: Histoire de la propriété. 1948. 參照されたし。

(2) Summa Theologica. 2, 2, q. 66. 2. c.: communitas rerum attribuitur iuri naturali, non quia ius naturale dicet omnia esse possidenda communiter et nihil esse quasi proprium possidendum; sed quia secundum ius naturale non est distinctio possessionum, sed magis secundum humanum condictum quod pertinet ad ius positivum, ut supra dictum est. Unde proprietas possessionum non est contra ius naturale, sed iuri naturali superadditur per adinventionem rationis humanae.

(3) Walter, Franz: Das Eigenthum nach der Lehre des hl. Thomas von Aquin und des Socialismus. 1895. s. 17.

(4) この點について論じたものに d'Entrèves: Natural law. 1951. 邦譯、久保正幡譯「自然法」一九五二年。

(5) これに就てはいろいろの問題がある。まず私有財産を自然法的に肯定するために展開したトーマスの論理の過程について疑問がある。それは彼が一方では私有財産を自然法と區別さるべき實定法の領域に屬するものと說きながら、他方において私有財産を自然法の要求とみなすに至つているから、それは明かに二つの矛盾に陷つているのではないかということである。この問題を解

決するには當時おこなわれていた自然法 ius naturale 萬民法 ius gentium 市民法 ius civile 實定法 ius positivum 等の觀念を明かにしなければならないが、これは他日に讓りたい。次に問題となる點は私有財産が自然法に附加されたのは何時か、原罪との關係如何ということである。いずれも思想史上最も論爭の多い點であるが、これについても他日に讓りたい。

五

次にトーマスは私有財産の絶對的に必要なる所以を説明する。

一括して人類全體に賜つたものをなぜ個別的に所有する事、卽ち私有財産を必要とするのであろうか。

この點に關するトーマスの所論の骨旨は既にアリストテレスがその「國家學」において言明したところと同巧異曲であつて、別段に、トーマスの新なる創見というべきものは殆んど見當たらない。

トーマスによれば、私有財産は何よりも先ず、勞働への刺戟を與える。私有財産あることによつて初めて人間は勞働への誘惑を感ずるものである。(1)

そもそも神は人間に對して、高貴なる資質を與え給うことによつて、この資質を用うること、卽ち勞働する權利と義務とを與え給うたのである。勞働は人間の生存條件、卽ち人間の肉體的、知的並びに道德的福祉の基礎となり、その完成の槓杆となるべきものであるから、當然、人間の義務たるべきものである。

しかるに人間の活動は無に對して加えられることはできないし、それかといつて、同時に一切の對象物に加えられることもできない。人間がその勞働力を一定の對象物に計畫的に向けるということは、事物を獲得し、事物を使用するという人間の能力に外ならぬ。人間は理性的で、自由な生物として、自己の能力の主人であるから、彼の能力によつて生産されたものは彼の勞働の果實であつて、彼の能力や活動そのものと同樣に彼のものなのである。人間はかくの如くして、自己の勞働を通じて、財産、しかも私有財産を取得することができるのであるが、それは單に自分の欲望滿足のためだけではなく、更に勞働を營み、生活水準を引上げて、自己を完成せんがためである。しかし社會の大多數の人々が生來持つているところの怠惰癖を克服して、彼等をば、土地から人間の生活手段を戰い取るために必要であるところの眞劍で、永續的な勞働に驅り立てることができるものは、たゞ財産を永續的に私有することができるという希望であつて、それを措いて外にはないのである。このような勞働誘因は私有財産獲得の希望が存在しない時には自ら消滅する。共産社會では、誰も、特にそれによつて動かされるという利害を持たなくなる。共同の仕事は、とかく勞働を厭い、他人を當てにして、やり手がないものである。あたかも「大勢の召使を使つている家のように」(アリストテレス)。その結果、必ずや社會は生活必要物に事缺くに至るであろう。

財貨生産のための素材や力となり、欲望滿足の手段として役立つところの自然の賜物はその數量に制限があるから、人類はその不斷の增加のために常に努力しなければならぬ。そしてこの任務はただ、私有財産によつてのみ解決される。既にアリストテレスは、私有財産が節約と同時に消費を促進する所以(3)を認めて、勞働者を節約に驅りたてるためには、節約されたものが私有財産となるという保證がなければならないといつている。

次に私有財産を必要とする第二の理由は、私有財産を措いて外に、社會における秩序と自由を保證するものはないからである。(4)

すべての勞働は一定の計畫、一定の目的の設定、及びこれが實行に必要なる手段の選擇を必要とするものである。そこで、もし私有財産が存在しないために、何人も自分の活動領域から他人の干渉をしりぞけることができなければ、

統制され、計畫的に設定された勞働とその成果は必ずや挫折せざるをえないであろう。或人は、たとえ善意であつても他人の努力を打毀すことになるであろう。素材や道具の合理的な利用はできなくなつて、その代りに、勞働手段の浪費に終るであろう。

人間というものは、少くとも或程度まで自ら外的諸物を任意に處理することができる場合において初めて眞實に自由となるものである。

私有財産を必要とする第三の理由は、それが社會における平和保持にとつて不可缺であるということである。(5)

一見すると、私有財産は奔放な利己心と野蠻な紛爭を煽動するかのように思われる。トーマスは、無論、私有財産にそのような誘因が伏在し、しかも實際において紛爭が生じた事實を決して否認するものではない。しかし、このようなことは、單に事物の一面にすぎない。

私有財産が存在すれば、それと共に社會の內部に、いろ〳〵の身分が生じ、それに對應して支配と服從の意識が生れ、上司や權威に對する尊敬が生れる結果、一切の差別を均等化しようという共產主義の場合のように、富裕に對する憎惡というものが生れてくるおそれがない。また私有財産の所有者は當該社會秩序の維持と存續に對して特に深い關心をもつているものであつて、現存秩序の顚覆から利益を求めているものは常に無產の大衆である。共有財產の下では社會において平和は存續しないと、(6)このようにトーマスは力說するのである。

(1) S. th. 2, 2, q. 66. a. 2. c.; Magis sollicitus est unusquisque ad procurandum aliquid, quod sibi soli competit, quam id, quod est commune omnium vel multorum; quia unusquisque laborem fugiens relinquit alter id, quod pertinet ad commune, sicut accidit in multitudine ministrorum.

(2) S. th. 1, 2, q. I, a. 1. c.: Differt autem homo ab aliis irrationabilibus creaturis in hoc, quod est suorum actuum dominus.

(3) アリストテレス「國家學」第二卷五章。

(4) S. th. 2. 2. q. 66, a. 2 c.; alio modo, quia ordinatius res humanae tractantur, si singulis immineat propria cura alicuius rei procurandae: esset autem confusio, si quilibet indistincte quaelibet procuraret.

(5) S.th; 2. 2. q. 66. a. 2. c.: tertio, quia per hoc magis pacificus status hominum conservatur, dum unusquisque re sua contentus est. Unde videmus, quod inter eos qui communiter et ex indiviso aliquid possident, frequentius iurgia oriuntur.

(6) Summa contra gentiles lib. 3. 133 c. 「共有は不和の原因であるのを常とする、何故ならスペイン人やペルシャ人の如く何物をも共有しない人々は訴訟せず、却つて同時に何物かを共有する人々が訴訟するように思われるからである。そしてこの故に兄弟の間にすら爭いがある。」（聖トマス經濟學、一三四）

六

トーマスの是認する私有財產とは生產手段の永續的私有を意味するものである。

一般に社會主義は私有財產の中で、生產手段を限つて、これを公有に附すると共に消費手段については、そのまゝに私有を是認しようとするものである。トーマスは消費手段と生產手段を明確に說いていないので(1)彼も亦社會主義と同調しているのではないかとの疑問が起らないでもない。しかしこれは全く根據のない臆測をいでない。

彼が私有財產の經濟的必要性を力說している場合に、彼が念頭に置いているものが土地、卽ち生產手段の私有であることは疑う餘地がない。(2) トーマスにとつては何よりも不動產が不可缺のものとされる。曰く、農耕というものは一時的、可變的な財產の下では決して存立しえない。正しく農業について、最もよく共產制度の不可能なことが認識される。農業は數代に亙る永代的財產を要求する。これあればこそ農民は苛烈な勞働に堪え、自分の生存中には結實し

ないような耕地改良に喜んで着手するのである。

アリストテレスは農耕人口を禮讃した。何となれば彼等はその職業に從うこと極めて勤勉であつて政治上の問題には餘り口を出さないからである。彼等は保守的精神の持主であるから彼等の財産と經濟さえ妨害されなければ、たとえ世襲專制に對してさへ忍耐强く堪えるものである。このアリストテレスの所說をトーマスは殆んどそのまゝ取り入れて、農耕人口が最善で、しかも國家にとつて最も必要であるというアリストテレスの所論を更に敷衍した。彼は土地が農業を盛んにするに足るほどに豐沃であることが、都市の繁榮の主要な要件であると考えた。無論、生產物は商業をまつて供給される。だが農業が土地財產と共に國民を道德的に向上させるのに對して、商業は頽廢的結果をもたらすものと考えた。[3]

(1) この點について Otto Schilling: Die Staats- und Sozialelhre des Heiligen Thomas von Apuin. 2. Aufl. 1930. S. 260.

(2) S. th. 2. 2. q. 57, a. 3 c.: si consideretur per respectum ad opportunitatem colendi et ad pacificum usum agri, secundum hoc habet quandam commensurationem ad hoc quod sit unis.

(3) De regimine principum ad regem cypri II, 3「聖トマス經濟學」三四七—三五〇。

七

いささか興味あるものは富に對するトーマスの態度である。

トーマスは一方において富を不當に輕視するところの禁欲主義を排すると共に他方において富を人間努力の最高目的として、それを過大に評價するところの快樂主義を斥ける。ここにも亦、アリストテレスとアウグスチヌスの感化が强くうかがわれる。

彼は富を一つの善きもの(bonum)とみなし、しばしばこれをはつきりと bona exteriora[1] と呼んでいる。しかし富はそれ自身必ずしも善きものでなく、時には惡(malum)でさえある。富を善とするのも惡とするのも、問題は、これをいかなる目的に使用するか、いかなる程度に使用するかの二點にかかつている。

この點について、トーマスは次の如く說明している。

「富はこれによつて肉體を支え、他人を助けるから德の善にとつて必要である。いま目的に當てられるものは、その目的から善性をうけなければならぬ。……なぜならば、目的は原則的に善であるが、他の諸物は目的にあてられるところに從つて善とするからである。……されば富は德に役立つかぎりにおいて善である。しかし、もしも、これによつて德の用益が妨げられるほどに、その程度が超過するならば、もはや善のうちには數えられないで惡の仲間に入る。故に富を德の目的に利用する一部の人々には、これをもつことは善であるが、これに對する過度の煩い、或は過度の愛着、或はこれにより心奢り高ぶることによつて、富のために德に背く一部の人々には、これをもつことは惡であるということになる。[2]」

富が善きものとなるか、惡きものとなるかは富そのものの側にあるのではなく、これを用うる人間のこれに對する態度の如何にかゝつている。富の本來の使命はよき目的に對する手段となることにある。そのよき目的とは何であるかといえば、それは人間の生活維持である。人間の生活維持は他のいかなる善を以てしても償われえないほどに必要である。何故そのように善いのかといえば、それは最高善にして、人間の究極目的である永遠の幸福を求むるに不可缺の條件であるからである。[3] トーマスのいう富が今日經濟學上にいうところの富といかに內容を異にするものである

か自ら明かであろう。

トーマスはアリストテレスと同じく、富を自然的なものと、人爲的なものとに分つ。前者は人間の生計に直接に役立つものではあるが、それはどこまでも手段であつて、人間の最高目的とはなりえないものである。況んや交換の媒介具にすぎない貨幣という人爲的富においておや。富は最高善への憧憬を決して滿足させることはできない。この憧憬はその本質上無限のものであつて、人はそれをもてばもつほど、いよ〳〵それを愛するが、これに反して、富はこれをもつや否やこれを輕蔑して他を求めるに至る。それは富の不完全さを知るに充分である。[4]

トーマスによれば究極の目的は神それ自身である。從つて人間の最高の幸福は超自然的のものである。[5] それは神の觀照にある。[6] 人類全體の目的は各個人のそれと異なるものでありえないから、社會の終局目的も亦永遠の幸福にある。人間の財産への努力、即ち取得行爲も亦これらの原則に從わなければならない。富は人間の生活維持に必要缺くべからざるものであるから、人間は富の獲得と所有のための一切の勞苦を免がれるわけにはゆかない。この富の取得のために程度を失することさへなければ、それは決してキリスト教的生活の完成に矛盾するものではない。イエスは人間が富のために徒らに心勞することを戒めてはいるが、それは決して世俗的な心勞を一切してはならぬと禁じているのではなく、ただ富を節度なく追求することを禁じ給うたのである。[7]

財産を取得する人間の諸活動の中で、トーマスは特に手の勞働を最も好ましいものと考えた。彼はアリストテレスにならつて、取得活動の或種のものに對しては決して好意をもつことができなかつた。それは商業である。[8]

しかし、トーマスは商業を全體的に排撃せんとするものではない。De regimine principum の中でトーマスは、都市を建設するに際しては、その土地が商業及び交通に利便なるや否やを考慮すべきことを說き、更に他から輸入する必要がないほどに、すべての必要品を自ら生産し、不要の財貨を輸出しないような國は絕對に存在しないのであるから、無條件に商業を國家から排除してはならない。完全な都市は商人を適度に利用しなければならないとの見解を表明している。[9]

トーマスは商業を二種に分つ。その一つは、自然的、必然的のものであつて、商品對商品、商品對貨幣の交換を通じて行われるものである。その目的は必要品の媒介である。その二つは、金錢慾から生れたもので、隣人の瞞着を狙うものである。目的さえ善ければ適正の利潤は許される。例えば商人の家族の生計とか貧者の援護とか、國家に必要品を供給するとかという場合がこれに該當する。[10]

しかし商業はどこまでも一つの補助手段にすぎない。トーマスによれば國民經濟の基盤は國產品によつて食糧の自給をはかることによつて、國民の生計を立てるということである。だから大切なことは、必要な食糧の自給ができるように設計することである。國民を商業によつて賄うという方法は極めて危險なことである。というのは商業は風俗を腐敗させ、軍事に最も有害であるからである。商人達の最大の關心事は營利であるから、その結果、市民達の心に貪慾が傳染し、都市におけるすべてが商品となり、公益が無視されて、各人は私利をこととするに至る。[11]

商業の中に現われる幾多の不正義の中で、トーマスは特にウズラ Usura に對して注意を向ける。[12] ウズラとは隣人の損失をも顧みず、自分の財産を濫用することである。それは飽くことを知らぬ所有慾から生れたものであつて、地上の財が單なる手段であつて、目的ではないということを忘れたものに外ならぬ。

（1）S. th. 2. 2. q. 66, a. 1. 2.
（2）Summa contra Gentiles, lib. 3, 134. c.「聖トマス經濟學」一四五―一四六。
（3）上田辰之助「聖トマスにおける職分社會思想の研究」（商學研究二、二七四頁）

(4) S. th. 1, 2, q. 2, a. 1 ad 3.
(5) S. th. 1, 2. q. 5, a. 5c.: Beatitudo hominis consistit in quadam supernaturali Dei visione.
(6) De reg. princ. 1. c. 14: Ultima beatitudo, quae in fruitione Dei exspectatur post mortem.
(7) S. th. 1, 2, q. 108, a. 3 ad 5: Dominus sollicitudinem necessariam non prohibuit, sed sollicitudinem inordinatam.
(8) Walter; op. cit., S 59—60
(9) De reg. princ. 1, 2, c. 3.「聖トマス經濟學」三五〇頁。
(10) S. th. 2, 2, q. 77, a. 4c.
(11) De reg. princ. 1, 2, 3c.「聖トマス經濟學」三四九頁。
(12) S. th. 2, 2, q. 77, q. 78.

八

トーマスは貧富の差別を神の意思によつて定められたものと考えるが故に、この差別そのものを動かそうとするものではない。彼は財産分配上の不平等を正當なものと認める。何故というに取得の面において、既にいろ〳〵な相異が存在するからである。そこでは、知力において貧しい者はその優れた者の下位に立ち、肉體的に弱少なものはその優れたものに道を讓らなければならぬというのが原則であるからである。しかし、これらの對立をば二つの敵對する陣營のように極端に激化するまゝに放置してはならぬ。[1] 國家は何よりもまず、强力な、多數の中産階級の上に基礎をおかなければならない。[2] 一切の富が極めて少數者の手に集積されるという危險は夙に舊約時代に注目されており、ヘブライの豫言者達をこれをば「ヨベルの年」[3]と呼ばれた法律によつて防止しようとした。これによつて財産に一定の安定性が保證されたから、何人も永久的の貧窮に沈淪するというおそれがなくなつたのである。

既にアリストテレスは裕福な中産階級の幸福を認めていた。[4] トーマスはその著 Commentum in Politicorum libros の中で、アリストテレスの體系を仔細に解明すると共にその中産階級論に深く共鳴している。

中位の所有は國家の平靜なる存在にとつても、個人の有德なる生活にとつても最善のものである。何故というに德そのものが中庸にあるが如く、中間の階級に屬する市民も亦最善のものであるからである。巨富と極貧の兩極端は德の位置するところの中庸から離れている。中位の所有をもつ市民は理性の聲に最も喜んで耳を傾けるものであるから、最もよきものである。[5] これに反して巨富と極貧とは共に、理性の聲を打消すところの激情の虜となる。極貧は他人に對する輕侮と暴力とをもたらし、巨富は亂倫と放逸とを生む。

しからば中産階級の長所はいかなるものであるか。

中位の所有をもつ市民はその君主を敬愛する。それだけでも既に國家にとつて大なる利益であつて、その國權も、その存續も保障される。眞實の愛國心や祖國に對する純眞なる献身は概ね中産階級に見出される。彼等は國家的秩序の維持に最も多くの關心をもつ。不斷に業務に從事することができるためには平穩と安全とが必要だからである。このように國家の存續の保證は最も多くの中産階級の上におかれているから、國家の行政も亦中産階級の手によつて最もよく運營されるであろう。[6] これに反して、富豪というものは、いかなる權威にも從うことを好まないものである。彼等は若い頃から快樂に耽ることに慣れている。同樣に極貧者も亦眞實の服從というものを知らない。彼等は君主をば、たゞ自分達の壓迫者とのみ考えて自分達の不幸の責を彼に負わせようとする。彼等の服從はたゞ單なる恐怖からきたものである。彼等は暴君的强制に服從するだけである。[8] 從つて國家行政のよき運營には極富も極貧も共に適當ではない。金權主義の驕慢と富者に對する貧者の羨怨とは國家行政のよき運營を不可能ならしむる。およそ國家の行政にと

つては、國民に對する當局者の好意がなくてはならぬ。しかるに驕慢と羨怨とはこれとは相容れない。中產階級は國家における媒介的任務おも務めなければならぬ。富者と貧者が全く仲介者なしに對抗するとすれば、必ずや鬪爭は絕えることがあるまい。この對立の激化を防止するものは、たゞ强力なる中產階級あるのみ。中產階級は富者による貧者の抑壓、有產者に對する無產者の謀反を防止する。であるから主として中位の財產をもつ市民から成立するところの國家は暴動と不安とから免がれることができる。トーマスはアリストテレスと同じく、國憲に及ぼす社會關係の影響の大なることをよく認識していた。國家に金權制と貧窮とが互に對立する場合には、階級勢力の比重の變化に伴うて、寡頭制又は民主制或は專制のいずれかが生れてくる。[9] そしてこのことは、トーマスによれば決して國家の健全なる狀態ではない。

トーマスによれば最良の國家形態とは、すべての國民が何らかの方法において國政に參加することができるものであつて、これに該當するものは貴族制と民主制とを加味したところの君主制であるという。このような混合的形態をとることによつて、一方においては君主の權力の過大が抑制されると共に他の要素の協力によつて正道に導かれるであろう。トーマスがアリストテレスと共に、國家にとつて、中產階級が最善のものであるとの見解を抱くに至つた更に一つの理由は、歷史の敎えるところによれば、最良の立法家は常にこの階級から輩出しているということ、これである。[10]

(1) S. th. 1. 2. q 10 s. a. 2 ad 3.
(2) Comm, in Aristot. Polit. lib. 4. loct. 10.
(3) ヘブライ民族がカナンの地に入つた年から五十年毎に、人手に渡つた土地を舊所有主に返還し、奴隸を解放して祝う祭。
(4) アリストテレス「國家學」第四卷第十一章を參照のこと。
(5) Comm. in Polit. lib. 4. lect. 10 : Illi sunt optimi cives, qui facillime oboediunt rationi, sed medii in civitate facillime oboediunt rationi, non autem extremi.
(6) Comm. in Polit. lib. 4, lect. 10.
(7) Comm. in Polit. lib. 4, lect. 10.
(8) Comm. in Polit. lib. 4, lect. 10.
(9) Comm. in Polit. lib. 4, lect. 10.
(10) Comm. in Polit. I. c.: Optimi legislatores fuerunt de mediis, sicut Solon.

九

トーマスは私有財產の不可缺性を確信し、これを擁護するものであるが、他方において、財產所有者の陷り勝ちな排他的利己主義の弊害を戒しむると同時に社會連帶の法則を强調する。この見地からトーマスは財產の「使用の共同」の必要を說いていう、「外的諸物について人間に屬するものは、それらのものの使用である。そして、このことに關して人間は外的諸物を自分のものとしてではなく、共同のものとして、卽ち何人も他人の窮乏に對しては、容易にこれを分ち與える心掛けで所有しなくてはならない。この故に使徒はテモテ前書の終りにいう[1]『汝この世の富める者に命ぜよ、惜みなく施し、分ち與うることを』[2]」と。

このように廣く財產の「使用の共同」を强調したことが、トーマスをして師アリストテレスを凌駕せしめ、彼をキリスト敎的世界觀の高所に上らしめる所以のものである。夙にトーマスに先じてアリストテレスは、財產は私有であるべきであるが、その使用はできるだけ共同にすべきことを說いてはいるが、[3] その「使用の共同」の範圍は、ただ交友の範圍に限るという極めて限定されたものであつて、貧しい人達には及んではいなかつた。キリスト敎的善行の根元であるカリタス Caritas という神の德は、なおいまだアリストテレスの知るところではなかつたのである。

トーマスはアリストテレスの所見を更に一歩進めて、「使用の共同」の範圍を獨りその交友だけでなく、ギリシャの世界ではひどく蔑視されていた貧者の大衆の上にまで擴大して、彼等の人間としての尊嚴を認めていたのである。

人間は自然的に社會的動物であるから、常に社會をなして生活し[4]、互に相寄り、相扶け、相睦む。社會の成員が相互に扶助することがなければ、社會は存續されない[5]。この目的のために神は財産の不平等を意圖し給うたのであり、これがために人間はその富めるものも、貧しきものも互に相依存し、相接觸すべきであり、しかも實際において互に依存しているのを常とする。困窮が貧者を富者に結びつける。富者は貧者に與うるところの施與を通じて、立派な功績を立てる機會に惠れるのだ。人類のこのような連帶的結合を不斷に生々とさしておくことが財産の社會的目的である。であるから財産はたゞ單にその所有者の使用又は濫用だけに委されるところの絶對的權利ではなく、常に倫理的義務を伴うものである。財産の自由のために、よろしくカリタスを以て、硬化した權利を緩和し、一方においては無暴な排他性と、他方においてはこれに伴う社會的激動を阻止しなければならぬ。

施與（Eleemosyna）とはいかなるものであるか[6]。

トーマスによれば、それは同情から、困窮者に與えられるところの贈物である。この同情はカリタスに由來する。從つて施與は神のために、貧しき人々に何かを與えようとするところの愛の一行爲であり、Liberalitas（財貨使用上の氣前のよさ）の一行爲を表明する限りにおいて、この德と同樣に正義に屬するものである。このように施與の性格を基礎づけるものはカリタスであつて、決して物質的贈與ではないのである[7]。

施與の義務に關して、トーマスは極端なる二說を巧に避けている。即ち彼によれば、危險は施與の義務性を忘れている側にも、これを誇張する側にもある。

トーマスは、このような施與の義務性を忘れて、ひたすら自分の所有に對する自由な處理權のみを主張するところの一部の冷酷な人々に對して施與の義務の嚴存する所以を力說する[8]。財産所有者の權利はこの義務あることによつて少しも侵害される恐れはないのだ。所有の權利は財産權のよつて生じた根源である神の意思に斷じて叛くことがあつてはならぬ。外的諸物は自然的權利と神の權利によつて、全人類の生活資料として與えられたものである。しかるにこれらの外的諸物が私有財産として個々に分割されたのは何をおいても、直接には人定の法に基いており、その上、具體的財産の成立について見ると、偶然と肆意、時には暴力行爲すらが大きな役割を果していることが少くない。であるから、本來神の意圖した目的が、假初めにも私有財産のために挫折されるようなことは斷じて許されない[9]。しかし、それだからといつて、貧者がその必要とするものを隣人の財産から勝手に取ることは無論許されない。そうだとすれば社會全體の秩序というものは保てないからである。もしも他人の所有物に勝手に手を出す權利が貧者にあるとすれば、誰が財産の取得、管理の勞に任ずるものがあるであろうか。

トーマスはバシレイオス Basileios と共に問うていう、神は或人には溢れるほどの富を與え、他の人には恐ろしいほどの困窮を與えながら、この對立を緩和する方法を豫め考えておかなかつたほどに不公平なものであろうか、決してそうではない。そしてこの緩和の方法が即ち施與であると。

施與の義務性を論證するだけでは充分ではない。この義務はいかなる種類のものであるか、その限度は如何。これが次に問題となる。

トーマスはこの義務の限度を鋭く且つ明確に規定している。彼によれば、施與の義務は原則として、權力を以て强制せらるべき法律上の義務ではない。富者は自己の財産の使用に對して神以外の何人にも責任を負うものではない。

今、世の中には貧窮者が非常に多く、しかも、それらの人達をみな救うことはできないことであるから、これらの貧窮者の救濟のために自分の財産をいかに使用するかは各人の自由な裁量にまかされるべきである。[10] しかしながら極度の貧窮の場合には財産所有者の意思は是が非でも、より高き生存權に道を讓らなければならぬ。かゝる窮地に陷つた人間は自然法によつて、この危險を除くために必要なものを、たとえ財産所有者の意思に反しても取り上げることができる。かような場合とは、トーマスによれば、その貧窮が緊迫し且つ明白であつて、生存が脅かされて、他の方法によつては、危險が絶對に排除されえないという場合であるというのである。このような場合には、人間はその取得の、公然たると秘密なるとをとわず、他人の財産を以て自己の窮境を救うことができる。かように極度の貧窮に際しては、財産所有者の意思を無視して、その財産を使用することは決して窃盗の性質をもつものではない、なぜというに、かような困窮に際しては、人間が自分の生命の保持のために取得するところのものは彼自身のものと見なされるからである。[11]

このように施與の義務は常に愛の義務の限界内において動いているのである。しかし愛の義務は必ずしも常に存在しているものではない。それには先づ一定の條件が存在しなければならない。その條件とは一方において、施與者の側に餘剰物 luxuria が存在し、他方において、これを受ける受領者の側に眞實の貧窮が儼存しているということである。

トーマスのいう「餘剰物」とはいかなるものであるか。それは財産所有者がその時の狀態において必要としないものである。この「餘剰物」を決定するところの「必要なもの」(necessarium) とは何を意味するか。これを確定することが問題となる。

トーマスは「必要なもの」(necessarium) を二つの意味に解している。曰く『「必要なもの」とは二樣にいわれる。その一つは、或る人がこれなくしては生活しえないという意味の必要である。……その二つは、これなくしては、自分と自分がその世話を引受けている他人とが地位及び身分相應の生活を營むことができないという意味の『必要なもの』をいうのである。[12]」

即ちトーマスによれば、「必要なもの」(necessarium) とは第一、生活必需品 (necessaria) であり、第二は身分或は地位相應の生活を營むために必要な物資 (convenientia)、これである。この意味における「必要なもの」を控除した殘額がトーマスの所謂餘剰物であつて、施與は原則として、この餘剰物を以てなさるべきであつて、極めて例外的特殊な場合を除いては、右の第一、第二の「必要なもの」を以て行うべきものではないというのである。

施與は第一の生活必需品を以ては決して行うべきではない。何となれば、生活必需品を以て施與をなすことは自分や自分の扶養すべき家族の生活の基礎を脅かすことになるからである。それはカリタスの秩序に反する。生活は施與に優先する。人は生活必需物を以て施與するに及ばず、否、すべからず。それは忠告でなくて命令である。但し特殊の例外がある。それは教會又は國家の福祉が危險に瀕した場合であるが、かゝる場合に自分の生活必需物を割き與えることはむしろ稱讃されてよい。公益は私益に優先すべきであるからである。このようにトーマスは說くのである。[13]

次に地位又は身分相應の生活を營むに「必要なもの」を以て、施與を行うことも原則として差控うべきである。尤もこの種の必要物の限界は嚴密には規定し難い。「かゝる必要の限界は一定不變に構成されてはいないので、多くのものが附加されても、右必要を超過するとは斷定しえないし、多くのものが控除されても、なお人が身分相應な生活を適當に營みうるだけのものが殘存する」[14] ということもあるから、この額を一律に決定することは困難である。この種のものを以て施與をなすことは無論、立派なことではあるが、しかしできることならば、この種の必要物を以て施與を行わない方がよい。但し、この場合にも例外がある。それは例えば、隣人が極度の貧窮に陷つたり、國家が重大

なる危難に直面した場合などがこれである。(16)

私有財産に基く社會的義務を忘れたものに濫費 (prodigalitas) と貪慾 (avaritia) の二つの惡德がある。これらはいづれも財貨の保有及び使用において正しき度合を超ゆるものであるからである。濫費は專ら自分の肆意の滿足のために自分の財産を濫用することであるが、貪慾はただに施與の義務を閑却しているばかりでなく、ウスラ (Usura) によつて隣人を搾取するために自分の財産を濫用するものである。罪惡の程度において貪慾は濫費に遙に勝るものである。

(1) テモテ前書第六章十七、十八。

(2) S. th. 2, 2, q. 66, a. 2 c.: Aliud vero quod competit homini circa res exteriores est usus ipsarum. Et quantum ad hoc non debet homo habere res exteriores ut proprias, sed ut communes: ut scilicet de facili aliquis eas communicet in necessitates aliorum. Unde Apostolus dicit, I ad Tim., ult. 《Divitibus huius saeculi facile tribuere, commnicare》.

(3) Aristoteles: The Politics (Barker's Edition) Book II. Chap. V. 1263 b. 拙稿「アリストテレスの社會思想」(三田學會雜誌第四十五卷第四號)

(4) S. th. I. I. q. 96, a. 4.

(5) Summa contra Gentiles 3 c. 132.: Naturaliter homo est animal sociale.……Societas autem inter homines conservari non posset, nisi alius alium iuvaret.

(6) Comm. in 4. Sent. dist. 15, q. I, a. I.: Eleemosyna nomen graecum est, eleemosyni munus, quod inopi datur, et dictur ab ἔλεος……

(7) S. th. 2. 2. q. 32. a. 4 ad 2: Qui dat eleemosynam, non intendit emere aliquid spirituale per corporale, quia scit, spiritualia in infinitum corporalibus praeminere, sed intendit per charitatis affectum spiritualem fructum promereri.

(8) S. th. 2. 2. q. 32, a. 5 ad 2: Dare eleemosynam de superfluo est in praecepto. ibid. q. 66, a. 4 c.: Et ideo res, quas aliqui superabundanter habent, ex naturali iure debentur pauperum sustentationi.

(9) S. th. 2. 2. q. 66, a. 7 c.: Respondeo dicendum, quod eaquae sunt humani, non possunt derogare naturali vel iuri divino. Secundum autem naturalem ordinem ex divina providentia institutum, res inferiores snut ordinatae ad hoc, quod ex his subveniatur hominum necessitati. Et ideo per rerum divisionem et appropriationem ex iure humano procedentem non impeditur, quin hominis necessitati sit subveniendum ex huiusmodi rebus. Et ideo res quas aliqui superabundanter habent, ex naturali iure debentur pauperum sustentationi.

(10) S. th. 2. 2. q. 66, a. 7 c.: Sed quia multi sunt necessitatem patientes, et non potest ex eadem re omnibus subveniri, committitur artitrio uniuscuiusque dispensatio propriarum rerum, ut ex eis subveniat necessitatem patientibus.

(11) S. th. 2. 2. q. 66. a. 7 c.: Si tamen adeo sit evidens et urgens necessitas, ut manifestum sit instant, necessitati, de rebus occurrentibus esue subveniendum (puta cum imminet personae periculum, et aliteri subveniri non potest), tunc licite potest aliquis ex rebus alienis suae necessitati subvenire, sive manifeste sive occulte sublatis; nec hoc proprie habet rationem furti vel rapinae. この點においてトマスは、いかなる場合においても物資の不可なることを說くアウグスチヌスやこれを緩漫するグラチアヌスの立場と異つた見解をとるものである。これについて Carlyle, A. J.: The theory of property in mediaeval theology (Property, its duties and rights 1913. p. 131.)

(12) S. th. 2. 2. q. 32. a. 6. c.: Necessarium dupliciter dicitur: uno modo, sine quo aliquid esse non potest, …… Alio modo dicitur aliquid esse necessarium, sine quo non potest convenienter vita transigi secundum conditionem et statum propriae personae et aliarum, personarum, quarum cura ei incumbit.「聖トマス經濟學」一一六—一一七。

(13) S. th. 2. 2. q. 32. 6. c.「聖トマス經濟學」一一六。

(14) S. th. 2. 2. q. 32. a. 6 c.「聖トマス經濟學」一一六—一一七。

(15) S. th. 2. 2. q. 32. a. 6 c.「聖トマス經濟學」一一七。

(16) S. th. 2. 2.. q. 119. 3. c.「聖トマス經濟學」一一一。

十

トーマスの財産論は十五世紀から今日に至るまで、いろいろの形で、教會の神學者達によつて繰り返えされた。彼等がこの理論を援用して、各人に生活資料を與うるために國家の干渉を要求したときには、この理論は一つの急進的理論として現われ、諸般の改良の要求に對して財産權を擁護するために利用された時には一つの保守的教説として現われた。トーマスの理論は中世の支配階級にとつては、財産は罪の結果であるという舊來のキリスト教思想にくらべると、富の不平等な分配を辯護してくれる歡迎すべき理論であつた。

トーマスの財産理論が單に神學者だけの獨占物であつたとしたならば、近代世界に對する影響も亦僅少であつたであろう。しかし、既に中世末期においてさえ、彼の理論は政治學者によつて取り上げられて、當時の大いなる政治的、社會的鬪爭の武器となつた。また政治的權力の起源や限界の理論といろいろに結合して、十四世紀、十五世紀の政治思想の中に大きな役割を力めた。近代において流行した私有財産擁護論は殆んどすべて、トーマスを始め彼の感化をうけたこれらの時代の思想家達によつて豫想されたものである。(1) 今日社會主義、殊に共産主義に對立するキリスト教陣營の財産理論がトーマス理論の完全なる祖述であることは人のよく知つているところである。

(1) Schlatter, R.: Private Property, the history of an idea. 1951, p. 55.

（後記）

本稿は近刊の拙著「社會思想史論」の一節として書かれたものであるから、その旨、御含み願いたい。

本稿の作成に當つては特に左記の文獻に負うところが多く、殊に上田辰之助教授の御研究は、その譯業と共に今後いつまでも學界を裨益するものであろう。

Richard McKeon: The development of the concept of property in political philosophy. (Ethics, Vol. 48, Nr. 3) ——Property, its duties and rights 1913. (Essays by various writers)——Franz Walter: Das Eigenthum nach der Lehre des hl. Thomas von Aquin und des Socialismus. 1895——Franz Schaub: Die Eigentumslehre nach Thomas v. Aquin und dem modernen Sozialismus, 1898.——Otto Schilling: Die Staats-und Sozialleehre des heiligen Thomas v. Aquin. 2. Aufl. 1930.——Richard Schlätter: Private Property. 1951.——Aquinas, selected political writings. ed. with an introduction by A. P. D'entrèves. 1948——上田辰之助「聖トマスにおける職分社會思想の研究」（商學研究2、一九三三）——上田辰之助「聖トマス經濟學」昭八——上田辰之助「トマス・アクキナス」昭九。